

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により公示する。

公示日：令和2年9月28日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定年月日(指定の有効期限)
				名称	所在地	
375	有限会社五島設備	千葉県袖ヶ浦市 横田4067番地1	山本 保幸	有限会社五島設備	千葉県袖ヶ浦市 横田4067番地1	令和2年9月28日 (令和7年9月27日)
376	ラクーネル株式会社	千葉県市原市 千種五丁目12番地1	工藤 英	ラクーネル株式会社	千葉県市原市 千種五丁目12番地1	令和2年9月28日 (令和7年9月27日)
377	エムイーワーク	千葉県船橋市 本中山5丁目1番1号	村田 敦	エムイーワーク	千葉県船橋市 本中山5丁目1番1号	令和2年9月28日 (令和7年9月27日)